

海上運送法施行令及び船員法関係手数料令の一部を改正する政令案 新旧対照条文 目次

○ 海上運送法施行令（昭和三十年政令第二百七十六号）（抄）（第一条関係）	1
○ 船員法関係手数料令（昭和三十七年政令第三百六十二号）（抄）（第二条関係）	2

改正案	現行
<p>（職権の委任） 第四条 法第四十五条の四第一項の政令で定める国土交通大臣の職権は、次に掲げる職権とする。 一・二 （略） 三 法第三十八条第三項、第四項、第八項及び第九項に規定する職権 四 （略） 2 法第二十四条第一項（法第三十三条及び第四十四条において準用する場合並びに法第四十二条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第二十五条第一項及び第三十七条の六第一項（これらの規定を法第四十四条において準用する場合を含む。）、並びに第三十八条の五第一項に規定する国土交通大臣の職権は、地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）も行うことができる。 3 （略）</p>	<p>（職権の委任） 第四条 法第四十五条の四第一項の政令で定める国土交通大臣の職権は、次のとおりとする。 一・二 （略） 三 法第三十九条の五第三項、第四項、第八項及び第九項に規定する職権 四 （略） 2 法第二十四条第一項（法第三十三条及び第四十四条において準用する場合並びに法第四十二条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第二十五条第一項及び第三十九条の四第一項（これらの規定を法第四十四条において準用する場合を含む。）、並びに第三十九条の九第一項に規定する国土交通大臣の職権は、地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）も行うことができる。 3 （略）</p>

○ 船員法関係手数料令（昭和三十七年政令第三百六十二号）（抄）（第二条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>船員法（以下「法」という。）第二百二十一条の二の規定により納付しなければならぬ手数料の額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>一 八 （略）</p> <p>九 法定検査（国土交通大臣が行うものに限る。）を受けようとする者 イからニまでに掲げる区分に応じ、それぞれイからニまでに定める額</p> <p>イ 八 （略）</p> <p>ニ 海上運送法（昭和二十四年法律第八十七号）<u>第三十八条</u>第四項の規定による検査を受けた船舶について法第百条の六第一項の検査を受けようとする者 (1)又は(2)に掲げる区分に応じ、それぞれ(1)又は(2)に定める額</p> <p>(1)・(2) （略）</p> <p>十・十一 （略）</p>	<p>船員法（以下「法」という。）第二百二十一条の二の規定により納付しなければならぬ手数料の額は、次のとおりとする。</p> <p>一 八 （略）</p> <p>九 法定検査（国土交通大臣が行うものに限る。）を受けようとする者 イからニまでに掲げる区分に応じ、それぞれイからニまでに定める額</p> <p>イ 八 （略）</p> <p>ニ 海上運送法（昭和二十四年法律第八十七号）<u>第三十九条</u>の五第四項の規定による検査を受けた船舶について法第百条の六第一項の検査を受けようとする者 (1)又は(2)に掲げる区分に応じ、それぞれ(1)又は(2)に定める額</p> <p>(1)・(2) （略）</p> <p>十・十一 （略）</p>